



市と一緒に、まちの課題を解決しませんか

市民協働事業提案制度のご活用を！

市では、市民生活におこる様々な課題を、市民・市民活動団体の皆さんと共に解決したいと考え、市民協働事業提案制度を創設しました。皆さんの豊富な経験と知恵から生みだされた協働事業の提案を募集します。なお、制度の概要については、以下のとおりです。

1 制度の概要・目的

市民・市民活動団体からの提案をもとに、提案者と市が企画段階から協議し、お互いの役割分担や責任分担を明確にしながらか協働事業を行なっていくことにより、活力みなぎる協働のまちづくりの実現を図るものです。

2 対象となる事業

社会的課題や地域の身近な課題を解決するために、市民・市民活動団体と市が協働して行なう新たな事業で、以下の要件をすべて満たす事業が対象です。

- (1)松本市基本構想2010及び第8次基本計画の方向に沿ったもの
- (2)市民及び市民活動団体が主な担い手・参加者となるもの
- (3)市民及び市民活動団体と市が協働することで、より効果が高まるもの

上記の他、規則等の制約のある事業もありますので、対象事業の詳細については、市民生活課協働推進係へご相談ください。

3 提案者の要件

提案できる方は、市内に住所を有する市民または市民活動団体（1）とします。

- 1 市民活動団体とは、市民活動を行なう自立的なグループ・団体（ボランティア団体、特定非営利活動法人、町会などの地縁型組織、地域活動サークルなど）で、原則として市内に事務所を有する団体とします。

4 募集時期

平成18年11月1日から随時提案を受け付けます。

5 提案の受付及び提出書類

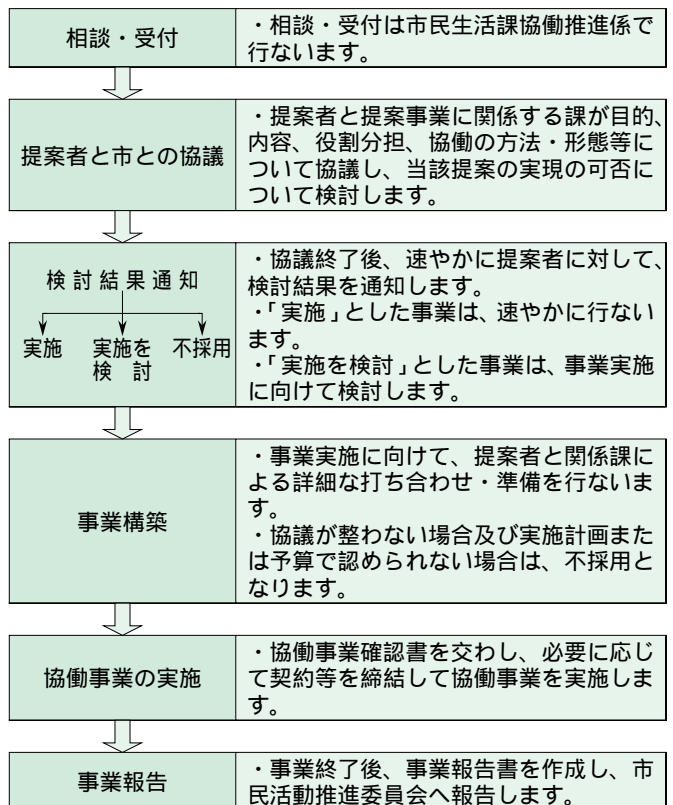
- (1)提案書類は、市民生活課協働推進係（大手事務所2F）で受け付けます。
- (2)受付時には、担当者が面談し、提案内容等について確認させていただきますので、書類内容について熟知している方がご持参願います。
- (3)提出していただく書類は、以下の7種類（個人の方は4種類）です。所定の様式（2）は、各支所・出張所、広報国際課、市民活動サポートセンターに備えてあります。郵送をご希望の方は、市民生活課協働推進係へご連絡ください。松本市公式ホームページからもダウンロードできます。
<http://www.city.matsumoto.nagano.jp/tiiki/kyoudou/index.html>

提出書類

	提出書類名	様式	個人	団体
1	協働事業提案書	所定の様式 (2) による		
2	協働事業収支予算書			
3	活動概要書			
4	会員名簿		x	
5	最新の事業報告書、収支決算書、収支予算書	自由	x	
6	定款または規約		x	
7	活動内容がわかる資料（新聞切り抜き、活動写真、会報等）			

6 受付後のながれ

受付後のながれは、おおむね以下のとおりです。



7 問合せ・提出先

市民生活課協働推進係
〒390-0874 大手3丁目8番13号
大手事務所2階 市民活動サポートセンター内
TEL34 3264 FAX88 2988
E-mail : kyoudou@city.matsumoto.nagano.jp